

令和6年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締 結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
管理課	財務会計システム運用 保守業務委託	財務会計システム保守 管理業務	令和6年4月1日 ~ 令和9年6月30日	日本電気株式会社京都 支社	136,609,687	財務会計システムの安定的かつ効率的な運用 を継続して行うことができるのは、同システムを 開発し著作権を有している当該事業者の他に代 替しうる者がいないため。 *長期継続契約	2	3イ